神奈川県立音楽堂舞台関係業務委託

入札公告兼入札説明書

令和7年 11 月 27 日公告

公益財団法人神奈川芸術文化財団

神奈川県立音楽堂舞台関係業務委託　入札公告兼入札説明書

次のとおり一般競争入札（総合評価方式）を行います。
公告日：令和7年 11 月 27 日

1　入札に付する事項

（1）　委託業務名

神奈川県立音楽堂　舞台関係業務

（2）　委託業務の概要

神奈川県立音楽堂（以下、「音楽堂」という。）は、「県民の音楽芸術の振興及び福祉の増進を図る」目的で、神奈川県が昭和 29 年（1954 年）に設置したホールです。当財団は指定管理者として音楽堂の管理運営を行っており、この歴史ある音楽堂を利用されるお客様に「安全、かつ快適」に利用して頂くことを目的とし、そのためのサービス提供を効果的かつ効率的に行うため、舞台関係業務（事前打ち合わせ、舞台・音響・照明各設備・機器の操作、点検整備、管理、舞台運営、張り出し舞台・ひな壇等の設置等）及びそれに付随する業務を行う委託事業者を、一般競争入札（総合評価方式）にて募集します。

※　業務の詳細については業務仕様書をご覧ください。

※　業務受託者は、受託業務を第三者に委託することはできません。

（3）　契約期間

令和8年4月1日から令和 11 年3月 31 日

※　当財団が指定管理者を解除された場合及び神奈川県による大規模修繕や神奈川県の指示による休館等によって委託業務の前提条件が変更となった場合は契約期間や契約内容の変更協議を行う可能性があります。

※　音楽堂は、隣接する神奈川県立図書館から電気の供給を受けています。図書館の改修工事が行われる場合、音楽堂が休館する場合があります。その際には当該年度の契約は金額を含め本契約と別途に協議します。

(4)　履行場所及び施設概要

①　履行場所　　神奈川県立音楽堂

②　施設概要

施設名称	神奈川県立音楽堂
所在地	横浜市西区紅葉ケ丘9－2
設計監理	前川國男建築設計事務所
音響設計	東大生産技術研究所　渡辺要研究室　担当／石井聖光
残響時間	1.4 秒（空席時）
敷地面積	2,295.49 ㎡
延床面積	3,700.53 ㎡

構造	鉄筋コンクリート造り　地下1階　地上4階
開館	1954 年 11 月4日
収容人数	1,106 人
座席数	1,054 席（固定席 966 席、可動席 88 席）　立見 52 人
舞台	間口 19.4m　奥行 7.4m（張り出し舞台使用時 8.6m） 高さ 8.8m
楽屋	6室
リハーサル室	1室
舞台設備	オーケストラひな段（3段）、オーケストラピット（34.5 ㎡）、 張り出し舞台、割りどん帳等舞台装置一式
楽器	ピアノ：スタインウェイD型（FC）2台、ヤマハCFⅢ-S型1台 チェンバロ：アトリエ・フォンナーゲル社製（フランス） フレンチダブルマニュアルハープシコード1台 ハープ：ライオンヒーリー社製（アメリカ）スタイル 23 号型1台
開館時間	原則午前9時から午後9時まで
休館日	毎週月曜日及び年末年始（12 月 28 日から翌年の1月4日まで） ※　月曜日が祝日の場合は原則開館します。

（5）　参考価格（1年間）　　44,527 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※　参考価格：当財団が過去の類似委託業者の発注実績を参考に、業務内容・物価の動向を勘案して算出した価格です。なお、予定価格はこの参考価格の範囲内で定めます。

（6）　契約者の決定方法

本入札は価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式一般競争入札です。

価格以外の要素は技術提案書により評価します。技術提案書の審査は、外部の有識者を含む総合評価審査委員会を設置し行います。

総合評価審査委員会において別紙「落札者決定基準」に基づき落札候補者を決定し、入札参加資格確認後、当財団の業者選定会議において落札者を決定します。入札結果は速やかに当財団ホームページに掲載します。

2　基本的な業務実施方針

神奈川県立音楽堂は、約 1,000 人を収容する中規模ホールで、公立施設としては日本初の音楽専門ホールです。多くの一流音楽家がその音響を評価し、ここで戦後日本音楽史上に残る名演を繰り広げてきました。

建物は前川國男の設計した戦後モダニズム建築の傑作とされ、建築史的にも神奈川県が誇る大切な資産です。今後もホールとしての機能を十分に発揮でき、さらにLiving　Herita

ge「生きている遺産」として活用される目的で、平成 30 年（2018 年）4月から平成 31 年（2019 年）3月にかけて改修工事が行われ、令和6年（2024 年）11 月には開館 70 周年を迎えました。

「木のホール」の愛称でも親しまれる音楽堂は、子ども・青少年を含む県民の音楽活動・発表の場としても数多く活用され、現在も 80％を超える利用率を維持し、年間 10 万人以上のお客様をお迎えしています。国内外のトップクラスの演奏家によるコンサートから、アマチュアや小中学生の発表会まで、さまざまな催し物が行われていることが音楽堂の特徴です。

舞台関係業務においては、どのような催し物においてもお客様、ご利用者様の安全を第一に考え配慮を怠らないこと、プロフェッショナルからアマチュアまで、ご利用の方々のご希望や意図を十分踏まえた親切丁寧な対応を行うことのほか、施設の老朽化について十分理解した上で業務を遂行し、不具合が発生した場合には迅速かつ的確に対応することも求められます。

舞台関係業務を通して音楽堂における公演・催事の質を高め、来場・利用いずれの面でもお客様の満足度を上げることを、基本的な実施方針とします。

3　入札参加資格

以下の要件をすべて満たしている者とします。

（1）　地方自治法施行令第 167 条の4第1項各号のいずれにも該当しないもので、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

（2）　会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている者でないこと。

（3）　神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により競争入札の参加に関して指名停止を受けている者でないこと。

（4）　法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

（5）　神奈川県暴力団排除条例第2条第1項第2号から第5号に定める者でないこと。

（6）　令和7年度の神奈川県入札参加資格者名簿（一般委託）において営業種目として「催事関係業務委託」に登載されている者で、「A」のランクに区分され、希望順位が「1位」であること。

（7）　劇場設備の安全管理と運用業務および舞台機構・照明・音響設備等の管理及び操作業務に関するノウハウを有し、当該業務を円滑に遂行するために必要な人材、事業資金等の経営基盤を有する法人であること。

（8）　仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行しうる者であること。

4　応募書類等の配布

仕様書、様式集等は、令和 7 年 11 月 27 日（木）から 12 月 18 日（木）12 時までの間、当財団ホームページ（https://www.kanagawa-arts.or.jp/）に掲載しますので、ダウンロードしてください。

※　客席配置図、舞台図、フロア図、舞台・照明・音響関係備品は神奈川県立音楽堂ホームページ（https://www.kanagawa-ongakudo.com/about/）よりダウンロードできます。

※　年報等の資料はホームページで公開されていないため郵送します。メールにてご連絡ください。（メール送信先：神奈川県立音楽堂　業務課　礒崎宛　isozaki＠kanagawa-af.org）

5　質問事項の受付

応募にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

（1）　受付期間：令和7年 12 月2日（火）から 12 月5日（金）　17 時（必着）

（2）　受付方法：質問項目及び質問内容を記載した質疑書（様式1―1）をメールで送付してください。（メール送付先：神奈川県立音楽堂　業務課　礒崎宛　isozaki＠kanagawa-af.org）

（3）　回答方法：令和7年 12 月 12 日（金）に、当財団ホームページに掲載します。

6　提出書類について

（1）　入札参加資格に係る書類

ア　入札参加申請書（様式1－2）

イ　会社概要（様式1－3）

ウ　誓約書（様式1－4）

エ　神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書（様式1－5）

オ　登記簿謄本（全部事項証明書）※　写し可。3カ月以内に取得したもの。

カ　過去3年間の法人税及び消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明：その3の3）

キ　過去3年間の貸借対照表及び損益計算書

（2）　入札書

入札書（様式1－6）は必要事項を記載の上、封筒に入れて密封し、封書の表面に法人の名称又は商号及び「令和7年 12 月 18 日開札　神奈川県立音楽堂舞台関係業務委託入札書在中」と朱書きしてください。

入札金額は年額×契約年数の総額（税抜き）とし、様式に従って年額および総額を記載してください。

（3）　技術提案書等の提出書類

様式2により作成し、提出してください。

（4）　提出期間

令和7年 12 月 17 日（水）9時から令和7年 12 月 18 日（木）12 時

（5）　提出場所及び提出方法

神奈川県立音楽堂宛に上記（1）から（3）の書類一式を持参してください。

7　開札について

入札者又はその代理人は必ず開札に立ち会ってください。代理人が立ち会う場合は委任状（様式1－7）を提出してください。立会いのない場合は失格とします。

入札の執行回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格以下の入札者がいない場合は、2回まで入札を行います。なお、2回目の入札でも落札候補者がいない場合は、入札を打ち切り再度公告を行うか、2回目の入札において最低の価格で申込みをした者の技術提案書の審査を行うものとします。

（1）　日時：令和7年 12 月 18 日（木）15 時

（2）　場所：神奈川県立音楽堂

8　技術提案書の評価及び落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で応札した者が提出した入札書及び技術提案書について、別紙「落札者決定基準」に基づき書面による評価を行います。

（1）　技術提案書評価方法

総合評価審査委員会において審査委員による書類審査を行います。審査委員は、落札者決定基準に記載の評価項目について技術提案書の採点を行います。その後、各審査委員の採点結果を集計し、各入札者の技術評価点を算出します。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の応札者が一者の場合でも審査を行います。

（2）　落札者の決定

技術評価点と入札価格から総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い者を落札候補者に決定します。落札候補者の入札参加資格を再度確認後、当財団の業者選定会議において落札者を決定します。

（3）　結果公表

当財団ホームページで、法人名及び総合評価点を公表します。

なお、予定価格の制限の範囲内で応札をした者に対しては、落札結果を別途通知します。

9　参加にあたっての留意事項

（1）　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。

（2）　入札保証金は免除とします。

（3）　入札参加者は上記6（1）から（3）の書類の提出をもって本書及び別紙に記載の内容を承諾したものとみなします。本件入札の事項その他に関する質疑は5に定めるとおり行ってください。入札後不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

（4）　本書に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

（5） 技術提案書の提出部数は原本とその写しを5部としてください。（事務局にて確認の上、書類を受領します。）

（6） 一事業者につき一入札とし、複数の入札はできません。また、複数事業者のグループによる入札はできません。

（7） 提出書類の内容の変更及び書類の追加はできません。

（8） 提出書類は、理由の如何を問わず、一切返却しません。

（9） 本財団職員、及びその他本件関係者に対して、本入札についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

（10） 入札参加者及び契約の相手方が本件に関して要した費用に関しては、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

10 その他

（1） 提出書類作成のための追加資料の提供を行うことはありません。参加者は当財団が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで書類を作成してください。

（2） 当財団が提供する資料は、入札にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、当財団の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

ア 公知となっている情報

イ 第三者が合法的に入手できる情報

（3） 入札参加者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

ア 本書に定める手続きを遵守しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

（4） 技術提案書の記載にあたっては次の点に留意してください。

ア 社名及び社に属する個人名を表記しないこと。

※ 研修実施施設及び受託実績施設等の施設名に社名の一部が含まれている場合は記載していただいて構いません。

イ 技術提案書は評価項目ごとにA4用紙1枚以内とします。この場合の1枚とは「片面のみ」を意味します。両面に記載があった場合、その項目については審査を行いません。

ウ 技術提案書の様式は任意です。ただし、A4版縦、モノクロ、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、上下左右に 20mm以上の余白を設定し、ページ番号をつけてください。

11 業務開始までのスケジュール

応募書類の配布　　令和7年 11 月 27 日（木）から 12 月 18 日（木）12 時

質問事項の受付	令和7年 12 月2日（火）から 12 月5日（金）17 時
質問事項の回答	令和7年 12 月 12 日（金）
応募書類の提出	令和7年 12 月 17 日（水）9時から 12 月 18 日（木）12 時
開札	令和7年 12 月 18 日（木）15 時
総合評価審査委員会の開催	令和8年1月中旬
落札者の決定	令和8年1月下旬
契約及び旧業務受託者との引継	令和8年2月以降（別途協議）
業務開始	令和8年4月1日（水）

12　契約に関する事項

（1）　基本的な考え方

本契約は、当財団が契約の相手方とともに契約書に記名押印（もしくは電磁的方法により電子署名）により確定するものとします。契約の締結は令和8年2月以降を予定しており、発効は令和8年4月1日午前0時とします。

（2）　契約の内容

ア　契約期間に関する事項

イ　契約金額及び契約金額の支払いに関する事項

ウ　業務受託者が行う業務の範囲と実施条件に関する事項

エ　配備人員に関する事項

オ　当財団が支払う経費に関する事項

カ　モニタリング及び業務実施に関する事項

キ　損害賠償及び不可抗力に関する事項

ク　委託期間の終了に伴う引継業務に関する事項

ケ　委託期間満了以前の契約の解除に関する事項

コ　委託業務を行うにあたって取り扱う個人情報の保護に関する事項

サ　その他、当財団理事長が必要と認める事項

（3）　契約に疑義が生じた場合、または契約に定めのない事項が生じた場合の措置

当財団と業務受託者は、誠意をもって協議するものとします。

13　旧業務受託者との引継に関する事項

（1）　引継期間

引継の開始は令和8年2月1日以降の早い時期に別途協議する予定です。引継期間は特に指定しません。

（2）　引継ぎに係る費用負担

令和8年3月 31 日までの引継期間に費用は新受託者の負担とします。

引継期間が令和8年4月1日以降も必要となった場合、それまでの旧業務受託者へ支払

う費用についても新受託者の負担とします。

14　モニタリング及び実績の評価に関する事項

当財団は、業務委託期間中にモニタリング及び実績の評価を実施します。なお実績の評価にあたり、有識者・専門家等からなる外部委員会を設置する場合があります。

（1）　業務報告書の提出

業務受託者は、業務報告書（日報では把握できない設備の状況・研修などの事項について）を月次で作成し、当財団に提出します。

（2）　モニタリングの実施

当財団は、業務受託者の業務の遂行状況や実績を確認するため、適宜、モニタリングを行います。

（3）　実績評価の実施

当財団は、業務受託者が業務仕様書及び提案書に基づき提供する業務の水準を確認するため、モニタリング結果に基づき実績の評価を行います。

（4）　業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、業務受託者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、当財団は、業務受託者が必要な改善措置を講じるよう通知や改善勧告を行い、それでも改善が見られない場合、年度途中でも契約を解除することがあります。

15　業務の継続が困難となった場合の措置

（1）　業務受託者の責めに帰す事由による場合

業務受託者の責めに帰す事由により（業務の水準を満たしていないことによる途中解約を含む）、業務の継続が困難になった場合は、当財団は契約を解除できるものとします。その場合、当財団に生じた損害は、業務受託者が賠償するものとします。なお、業務受託者は、次期業務受託者が円滑且つ支障なく、当該業務を遂行できるよう引継を行うものとし、引継に係る一切の費用は業務受託者が負担するものとします。

（2）　当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、当財団及び業務受託者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、契約継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときには、一方が事前に書面に通知することにより契約を解除できるものとします。なお業務受託者は、次期業務受託者が円滑且つ支障なく、受託業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

（3）　業務受託者の契約解約後の対応

業務受託者の契約解約後、今回の入札参加者での上位者と契約締結について協議を行うことがあります。

16 問い合わせ先

神奈川県立音楽堂　業務課（担当：礒崎）
〒220-0044　横浜市西区紅葉ケ丘９－２
電話：045-263-2567（9時～17 時／月曜休館）　Fax：045-243-6216
E-mail：isozaki＠kanagawa-af.org